女性活躍推進法に関する情報公開

令和４年７月８日施行、女性活躍推進法に関する制度改正に基づき、情報公開いたします。

【対象期間：令和４年度（2022 年４月１日～2023 年３月 31 日)】

１　女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

①　労働者に占める女性労働者の割合

区分	人数（割合）	割合
全従業員	304 名	100%
男性社員	277 名	91.1%
女性社員	27 名	8.9%

・対象期間：2023 年３月 31 日時点で算出

②　男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全従業員	64.8%
正社員	72.5%
パート・有期社員	108.2%

・対象期間　　：令和４年度（2022.4.1～2023.3.31）
・正 社 員　　：社外への出向者を除く
・パート・有期社員：契約社員、パート社員が該当
・賃　　金　　：通勤手当、出張日当等を除く

２　職業生活と家庭生活との両立

①　男女の平均継続勤務年数の差異

区分	平均勤続年数
全従業員	14 年６カ月
男性社員	14 年 10 カ月
女性社員	10 年８ヶ月

・対象期間：2023 年３月 31 日時点で算出

掲載日：2023 年６月 30 日
管　轄：管理本部　総務部